

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第9号

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条第2号</u>に規定する教育財産の管理の事務に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(財産台帳等の調製)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長は、その所管に係る教育財産を貸し付け、若しくはこれに地上権若しくは地役権を設定し、又は教育財産の使用を許可したときは、県規則に定める使用許可台帳又は貸付台帳の正本を備え付けなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(教育財産の所属換え)</p> <p>第9条 教育財産の所属換えを受けようとする教育機関の長等は、当該財産の所属する教育機関の長等に対し、財産所属換え依頼書（県規則別記第4号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育財産の貸付期間)</p> <p>第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第238条の4第2項第1号から第3号までの規定による教育財産である土地の貸付期間は、30年を超えることができない。</u></p> <p><u>2 法第238条の4第2項第4号の規定による庁舎等の貸付期間は、床面積に余裕がある部分を貸し付ける場合にあつては5年を、敷地に余裕がある部分を貸し付ける場合にあつては10年を、それぞれ超えることができない。</u></p> <p>3 <u>前2項の期間は更新することができる。この場</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第2号</u>に規定する教育財産の管理の事務に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(財産台帳等の調製)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長は、その所管に係る教育財産である土地を貸し付け、若しくはこれに地上権を設定し、又は教育財産の使用を許可したときは、県規則に定める使用許可台帳又は貸付台帳の正本を備え付けなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(教育財産の所属換え)</p> <p>第9条 教育財産の所属換えを受けようとする教育機関の長等は、当該財産の所属する教育機関の長等に対し、財産所属換え依頼書（県規則別記第5号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育財産の貸付期間)</p> <p>第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第238条の4第2項の規定による教育財産である土地の貸付期間は、30年を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項の期間は更新することができる。この場合</u></p>

合においては、更新のときから、第1項の期間の更新にあつては30年を、前項の期間の更新にあつては、床面積に余裕がある部分を貸し付ける場合は5年を、敷地に余裕がある部分を貸し付ける場合は10年を、それぞれ超えることができない。

(貸付料)

第14条 教育財産を貸し付けた場合は、相当の貸付料を徴収しなければならない。

2 (略)

(貸付手続)

第15条 教育財産の貸付けを受けようとする者は、教育財産借受申請書(別記第1号様式)を教育機関の長等を経由して教育長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(教育財産の地上権又は地役権の設定期間)

第20条 法第238条の4第2項第5号又は第6号の規定により、教育財産である土地に地上権又は地役権を設定できる期間は、30年を超えることができない。

2・3 (略)

(地代)

第21条 地上権又は地役権を設定した場合は、相当の地代を徴収しなければならない。

2 前項の地代は、地上権若しくは地役権の目的である土地の引渡し又は地上権若しくは地役権の設定登記のいずれか一方の行われる前に一括して納めさせなければならない。

(地上権又は地役権の設定手続)

第22条 地上権又は地役権の設定を申請しようとする者は、教育財産地上権(地役権)設定申請書(別記第6号様式)を教育機関の長等を経由して、教育長に提出しなければならない。

2 教育機関の長等は、前項の申請書を経由するときは、第15条第2項各号に掲げる事項のほか地上権又は地役権を設定しようとする土地の区域及び地上権を設定しようとする土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、教育長に送付しなければならない。

3 地上権又は地役権の設定契約書には、第15条第3項各号に掲げる事項のほか、前項の区域及び範囲並びに地上権又は地役権の目的である土地の引渡し及び登記の嘱託請求に関する事項を記載するものとする。

においては、更新のときから30年を超えることができない。

(貸付料)

第14条 教育財産である土地を貸し付けた場合は、相当の貸付料を徴収しなければならない。

2 (略)

(貸付手続)

第15条 教育財産である土地の貸付けを受けようとする者は、教育財産借受申請書(別記第1号様式)を教育機関の長等を経由して教育長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(教育財産の地上権設定期間)

第20条 法第238条の4第2項の規定により、教育財産である土地に地上権を設定できる期間は、30年を超えることができない。

2・3 (略)

(地代)

第21条 地上権を設定した場合は、相当の地代を徴収しなければならない。

2 前項の地代は、地上権の目的である土地の引渡し又は地上権設定登記のいずれか一方の行われる前に一括して納めさせなければならない。

(地上権設定手続)

第22条 地上権の設定を申請しようとする者は、教育財産地上権設定申請書(別記第6号様式)を教育機関の長等を経由して、教育長に提出しなければならない。

2 教育機関の長等は、前項の申請書を経由するときは、第15条第2項各号に掲げる事項のほか地上権を設定しようとする土地の区域及び当該土地の地下又は空間の上下の範囲を記載した文書に契約書案を添えて、教育長に送付しなければならない。

3 地上権設定契約書には、第15条第3項各号に掲げる事項のほか、前項の区域及び範囲並びに地上権の目的である土地の引渡し及び登記の嘱託請求に関する事項を記載するものとする。

<p>(連帯保証人)</p> <p>第23条 教育長は、教育財産の<u>地上権又は地役権</u>の設定について、保証人の必要があると認めるときは次の各号に該当する資格を有する連帯保証人を立てさせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 連帯保証人が前項の資格を欠くに至つたときは、<u>地上権者又は地役権者</u>は、直ちに新たな連帯保証人を立て、<u>教育財産地上権（地役権）設定連帯保証人変更届書</u>（別記第7号様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 第16条、第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、<u>地上権又は地役権</u>の設定について準用する。</p> <p>(教育財産の使用許可基準)</p> <p>第25条 教育機関の長等（近代美術館万代島美術館長を含む。第28条において同じ。）は、教育財産の使用目的が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認めるときは、<u>法第238条の4第7項</u>の規定に基づき使用させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第2号様式 教育財産借受人住所氏名等変更届書 (略) 注 連帯保証人欄は、<u>地上権又は地役権</u>の設定の場合のみ記入する。</p> <p>第3号様式 教育財産借受期間更新申請書 (略) 注 連帯保証人欄は、<u>地上権又は地役権</u>の設定の場合のみ記入する。</p> <p>第6号様式 <u>教育財産地上権（地役権）設定申請書</u> (略) 教育財産である下記の土地を使用したいので<u>地上権（地役権）</u>の設定について関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>地上権（地役権）</u>を設定する土地 (略) 2 <u>地上権（地役権）</u>設定の目的 3 (略) 4 <u>地上権（地役権）</u>存続期間 5 (略) 	<p>(連帯保証人)</p> <p>第23条 教育長は、教育財産の地上権の設定について、保証人の必要があると認めるときは次の各号に該当する資格を有する連帯保証人を立てさせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 連帯保証人が前項の資格を欠くに至つたときは、<u>地上権者</u>は、直ちに新たな連帯保証人を立て、<u>教育財産地上権設定連帯保証人変更届書</u>（別記第7号様式）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 第16条、第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、地上権の設定について準用する。</p> <p>(教育財産の使用許可基準)</p> <p>第25条 教育機関の長等（近代美術館万代島美術館長を含む。第28条において同じ。）は、教育財産の使用目的が、次の各号の<u>一に</u>該当すると認めるときは、<u>法第238条の4第4項</u>の規定に基づき使用させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第2号様式 教育財産借受人住所氏名等変更届書 (略) 注 連帯保証人欄は、地上権設定の場合のみ記入する。</p> <p>第3号様式 教育財産借受期間更新申請書 (略) 注 連帯保証人欄は、地上権設定の場合のみ記入する。</p> <p>第6号様式 <u>教育財産地上権設定申請書</u> (略) 教育財産である下記の土地を使用したいので<u>地上権</u>の設定について関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地上権を設定する土地 (略) 2 地上権設定の目的 3 (略) 4 地上権存続期間 5 (略)
--	--

<p>6 添付書類 (1)・(2) (略) (3) 地上権(地役権)の目的である土地及び地上権を設定する範囲を明確に表示した図面(平面図及び立面図) (4)～(8) (略)</p> <p>第7号様式 <u>教育財産地上権(地役権)設定連帯保証人変更届書</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">地上権者 住所 <u>(地役権者)</u> 氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地上権(地役権)設定財産の表示 2 地上権(地役権)設定目的又は用途 3 地上権(地役権)設定期間 4～7 (略)</p>	<p>6 添付書類 (1)・(2) (略) (3) 地上権の目的である土地及び地上権を設定する範囲を明確に表示した図面(平面図及び立面図) (4)～(8) (略)</p> <p>第7号様式 <u>教育財産地上権設定連帯保証人変更届書</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">地上権者 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地上権設定財産の表示 2 地上権設定目的又は用途 3 地上権設定期間 4～7 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。